

東広島市脱炭素先行地域プロジェクトマネジメント業務実施要領

1 業務の名称

東広島市脱炭素先行地域プロジェクトマネジメント業務

2 業務の目的

令和6年9月に東広島市、広島県、広島大学他共同提案者3者による脱炭素先行地域計画提案書「次世代のための学園都市型カーボンニュートラル～住みたい、働きたい、学びたいまち、東広島～」が環境省「脱炭素先行地域（第5回）」の採択を受けた。下見地域を「先行地域」と位置づけ、集合住宅等の設備更新と持続的な発展を地域課題とし、再生可能エネルギー導入、省エネルギー設備の導入により、地域の魅力向上とCO2排出量実質ゼロを目指している。

本業務は、共同提案者である、東広島市、広島県、国立大学法人広島大学、東広島スマートエネルギー株式会社、株式会社広島銀行、広島ガス株式会社をはじめ、庁内外の会議体、広島大学スマートシティ共創コンソーシアムなど各種ステークホルダーとの調整、取組みの進捗状況の管理、まちづくり全般に対する情報提供及び助言・提案する業務を委託するものである。

3 業務の場所

東広島市内一円

4 業務の期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

5 適用の範囲

本実施要領は、「東広島市脱炭素先行地域プロジェクトマネジメント業務」に適用する。業務の内容及び範囲は「業務内容」のとおりとする。

6 業務内容

業務内容は「東広島市脱炭素先行地域プロジェクトマネジメント業務委託仕様書」のとおりとする。

7 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたって、関係法令、通達、マニュアル、その他の条例等を遵守すること。

8 業務管理

(1) 受託者は業務の円滑な推進を図るため、十分な経験を有する技術者（以下「管理技術者」

東広島市脱炭素先行地域プロジェクトマネジメント業務実施要領

という。)を配置しなければならない。

- (2) 管理技術者は、発注者の指示に従い、業務全般にわたり技術上の管理を行わなければならない。

9 資料の提供

本業務を実施するにあたり、必要な資料の収集は、原則として受託者が行うこととするが、現在、発注者が所有し、業務に利用できる資料はそれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成のうえ、発注者に提出し、業務完了と同時に返納しなければならない。

また、関連計画は以下を参照すること。

- (1) 第五次東広島市総合計画

https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/somu/1_1/soukei/25954.html

- (2) 第五次東広島市総合計画 地域別計画 地域別アクションプログラム

https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/chiikishinko/1/1_2/31102.html

- (3) 第2次東広島市環境基本計画

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/seikatsukankyo/2/4/31653.html>

- (4) 東広島市地球温暖化対策実行計画

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/seikatsukankyo/2/3/1/38272.html>

- (5) 第5回脱炭素先行地域計画提案書

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/#selection-6>

(概要については、以下を参照する事

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/seikatsukankyo/2/3/2/41215.html>)

10 秘密の保持

受託者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

11 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたときは、直ちに訂正しなければならない。
- (2) 業務完了後に、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

12 成果品

東広島市脱炭素先行地域プロジェクトマネジメント業務実施要領

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ・（仮称）東広島市地域脱炭素推進協議会 実施概要
- ・（仮称）東広島市地域脱炭素推進協議会 会議資料及び議事録
- ・東広島市地球温暖化対策行動推進本部 会議資料
- ・東広島市環境先進都市推進会議 会議資料及び議事録
- ・進捗状況報告資料
- ・再エネ・省エネ設備導入先及び電力需要家等への説明資料
- ・SNS 原稿、広報誌原稿
- ・まちづくりに対する情報提供資料
- ・業務報告書

1 3 疑義

本実施要領の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、発注者と協議し、これを定めるものとする。

1 4 その他

本公募は、東広島市議会の議決による令和6年度補正予算の成立後、速やかに事業を開始することができるようにするため、予算成立前の準備行為として募集の手続きを行うものである。このため、補正予算が成立した場合は、本公募型プロポーザル方式により特定した事業者と契約を行うこととするが、予算が成立しなかった場合には、契約を行うことができないため、十分に留意の上参加すること。